

第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり

推進計画（2019－2022）

中間案

# 目次

## はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは	1
------------------	---

## 第1章 計画策定の趣旨

I 経緯	2
II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況	3
III 計画策定の趣旨	8

## 第2章 これまでの取組の検証

I これまでの取組の成果	9
1 ユニバーサルデザインの意識づくり	9
2 だれもが暮らしやすいまちづくり	12
3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供	17
II これまでの取組の課題	22
1 ユニバーサルデザインの意識の啓発	22
2 利用者視点のまちづくり	23
3 利用しやすい製品・情報・サービスの提供	24
III これからの取組の視点	26

## 第3章 第4次推進計画の取組

I 計画の目標（めざす姿）	27
II 重点的に取り組む項目	27
III 計画期間	28
IV 施策体系	28
施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり	29
1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり	29
2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり	31
施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり	35
1 安全で自由に移動できるまちづくり	35
2 安心して快適に過ごせるまちづくり	36
施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進	39
1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進	39
2 だれもがわかりやすい情報の提供	40
3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供	41

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み	
I 県の推進体制	45
1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会	45
2 庁内会議等	45
II さまざまな主体の役割	45
1 県民の皆さん一人一人の役割	45
2 市町の役割	45
3 UDアドバイザー・UD団体の役割	46
4 地域の団体の役割	46
5 事業者の役割	46
III さまざまな主体との連携	46
1 市町との連携	46
2 社会福祉協議会との連携	47
3 市町等教育委員会・学校等との連携	47
4 UDアドバイザー・UD団体との連携	47
IV 計画の進捗管理	47
V 計画の見直し	47
関係する主な法令	48
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	49

# はじめに

## ユニバーサルデザイン（UD）とは

「ユニバーサルデザイン」とは、「普遍的な、全体の」という意味であるユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われています。

このユニバーサルデザインの考え方は、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ということです。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（アメリカ合衆国）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

### ==ユニバーサルデザインの7つの原則==

- 1 だれもが使えて手に入れることができる（公平性）  
例）自動ドア、ノンステップバス
- 2 柔軟に使うことができる（自由度）  
例）階段・エレベーター・エスカレーター等複数の手段が選べる施設  
高さが違う複数の手すりがある階段
- 3 使い方が簡単にわかる（単純性）  
例）シャンプーの容器のギザギザ
- 4 使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）  
例）ピクトグラム（絵文字）
- 5 間違えても重大な結果にならない（安全性）  
例）駅のホームの落下防止柵、連続使用時間等によるガスの遮断装置
- 6 少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）  
例）レバーハンドル式の給水器、タッチセンサー式の照明
- 7 使うときに適当な広さがある（スペースの確保）  
例）多機能トイレ、車いす対応エレベーター

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 経緯

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。

かつて、私たちをとりまく環境や制度等には、さまざまなバリア（障壁）が存在し、すべての人が円滑に社会活動に参加しているとは言いがたい状況にありました。

このため、三重県では、障がい者、高齢者等の社会参加を困難にしているバリアを取り除いていくこととし、平成11（1999）年4月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行し、この条例に基づく「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

平成19（2007）年3月には、今あるバリアを取り除くというバリアフリーの取組とともに、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD条例」といいます。）に改正しました。

その上で、UD条例第8条に基づき、県議会の議決を経て、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010」、「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2011-2014」、「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2015-2018」、を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

## II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況

- 県内で身体障害者手帳を所持している人は 72,927 人（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在）（表 1 のとおり）、療育手帳を所持している人は 14,475 人（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在）（表 2 のとおり）、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は 12,902 人（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在）（表 3 のとおり）、合わせて 100,304 人となっており、増加傾向がみられます。
- 県内の高齢者（65 歳以上）の人口は、平成 29（2017）年 10 月 1 日現在 515,596 人で、県民全体の 4 人に 1 人を超える 28.7%に達しており、2020 年度には 30%を超え、2035 年度には約 3 人に 1 人に達していると予測されています（図 1 のとおり）。
- 県内の在留外国人数は、49,178 人（平成 29（2017）年 12 月末現在）（図 2 のとおり）で、県民全体の 2.7%となっており、また県内での外国人の延べ宿泊者数は、334,230 人（平成 29（2017）年）（表 4 のとおり）となっています。

【表 1】 身体障害者手帳所持者数（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

障害別	等級						合計	障害別 構成比
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障害	1,500	1,215	357	310	574	309	4,265	5.8%
聴覚又は 平衡機能障害	330	1,696	1,111	1,274	39	2,825	7,275	10.0%
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	38	68	433	314	0	0	853	1.2%
肢体不自由	6,984	7,344	8,343	10,557	3,389	1,844	38,461	52.7%
内部障害	13,772	252	3,059	4,990	0	0	22,073	30.3%
合計	22,624	10,575	13,303	17,445	4,002	4,978	72,927	
等級別構成比	31.0%	14.5%	18.2%	23.9%	5.5%	6.8%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理しています。

【表2】 療育手帳所持者数（平成30（2018）年4月1日現在）

（単位 人）

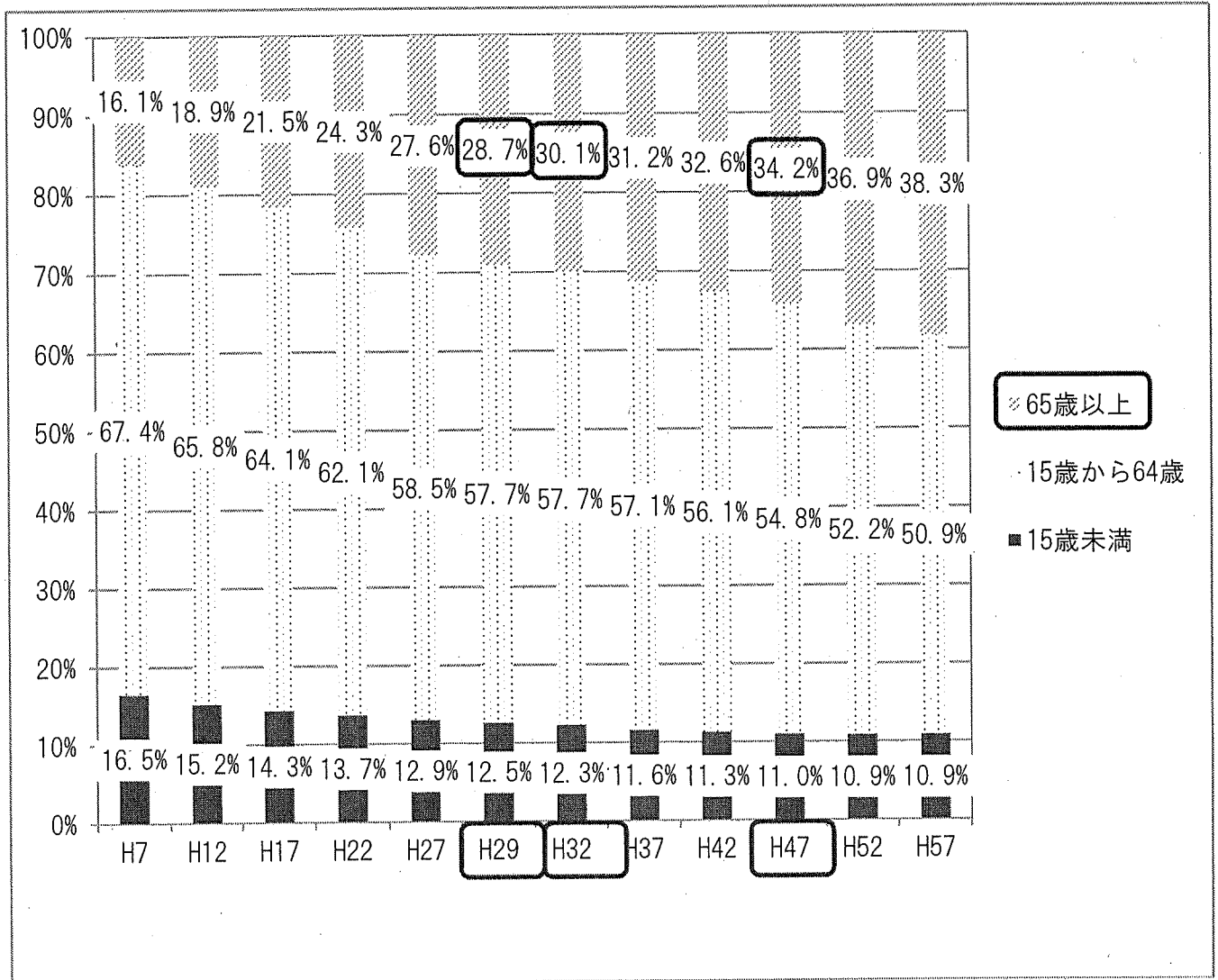
項目	障がい程度		計
	A	B	
18歳未満	1,106	2,556	3,662
18歳以上	5,161	5,652	10,813
合計	6,267	8,208	14,475

【表3】 精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成30（2018）年4月1日現在）

（単位 人）

1級	2級	3級	合計
1,170	8,423	3,309	12,902

【図1】 三重県の高齢化率の推移



※ 各年齢層の割合（パーセンテージ）については、いずれの年についても、「65歳以上」「15歳から64歳」「15歳未満」の和が100%にならない場合があります。また、平成25（2013）年には、年齢不詳の人が分母に含まれています。

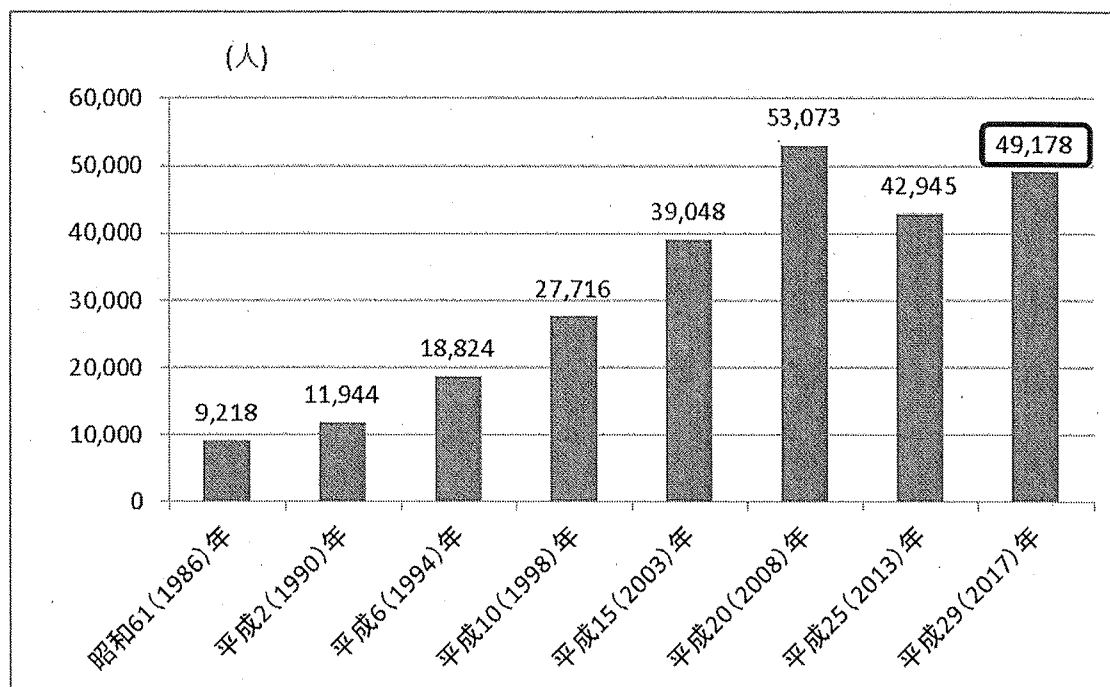
※ 平成7（1995）年から平成27（2015）年までは、「国勢調査」（総務省）から引用しています。

※ 平成29（2017）年は、「三重県の人口 ―三重県年齢別人口調査結果―（平成29（2017）年10月1日現在）」（三重県）から引用しています。

※ 平成32（2020）年から平成57（2045）年は、「日本の地域別将来推計人口（平成27（2015）年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から引用しています。



【図2】 三重県の在留外国人（外国人登録者）数



※ 各年12月末現在の数値です。

※ 平成23(2011)年以前は、「登録外国人統計」(法務省)、平成24(2012)年以降は「在留外国人統計」(法務省)から引用しています。

【表4】 観光庁宿泊旅行調査結果 三重県の外客宿泊状況（延べ宿泊者数）

（単位：人泊）

平成29(2017)年 順位	国・地域	平成19 (2007)年	平成22 (2010)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
1	中国	10,340	25,300	15,560	26,590	131,780	132,640	125,480
2	台湾	25,290	12,090	28,740	36,360	52,740	44,810	44,860
3	韓国	14,950	11,800	24,480	33,650	39,820	42,730	39,880
4	香港	4,740	3,500	7,570	8,230	17,510	13,340	25,810
5	タイ	3,530	5,390	4,790	5,400	7,200	9,010	13,540
6	アメリカ	8,260	7,250	5,710	4,400	4,780	11,900	8,430
7	マレーシア	-	400	750	3,580	3,640	3,350	4,500
8	イギリス	1,560	3,840	2,050	2,930	2,610	3,110	4,130
9	ベトナム	-	-	1,080	330	2,330	4,870	4,050
10	フランス	2,290	1,660	1,040	1,190	2,790	4,360	4,010
11	シンガポール	820	610	680	2,100	2,810	3,170	3,290
12	ドイツ	1,670	3,280	1,030	1,540	2,630	3,940	2,280
13	インドネシア	-	-	600	570	590	1,790	2,120
14	オーストラリア	610	630	620	560	790	830	1,690
15	インド	-	1,390	450	510	780	1,340	1,550
16	イタリア	-	-	-	-	2,520	1,770	1,190
17	フィリピン	-	-	1,570	3,820	4,560	1,690	1,100
18	カナダ	450	1,590	240	540	650	1,260	1,080
19	スペイン	-	-	-	-	150	300	430
20	ロシア	-	1,370	70	260	580	550	220
	その他、不明	15,810	15,640	16,920	18,020	12,970	40,820	17,140
	合計 (国別合計・従業者数 10人以上施設)	90,320	95,740	113,950	150,580	294,230	327,580	306,780
	合計 (国別合計・従業者数 9人以下施設含む)	-	106,000	130,890	178,520	391,740	351,870	334,230

※ 「観光庁宿泊旅行統計調査結果 三重県の外客宿泊状況（延べ宿泊者数）」（平成 30（2018）年 7月 31日更新 三重県観光政策課）から引用しています。

※ 「従業者数9人以下施設」については、平成22（2010）年4月から推計しています。

※ 「国別」の数値は、「従業者数10人以上施設」のみの推計値です。

※ 「マレーシア」「インド」「ロシア」については平成22（2010）年から、「インドネシア」「ベトナム」「フィリピン」については平成25（2013）年から、「イタリア」「スペイン」については平成27（2015）年から推計を行っています。

※ 「香港」については、「中国」とは別に集計しています。

### Ⅲ 計画策定の趣旨

- 「Ⅱ ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況」のとおり、三重県には、障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な人が生活し、または訪れており、高齢者の県民全体に占める割合は、今後さらに高くなることを見込まれていることから、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が高まっています。
- 「第7回みえ県民意識調査（調査期間：平成 30（2018）年1月～2月）」の結果によると、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と実感している人の割合は、20代では52.8%、30代では57.5%となっており、地域のサポートが得られていると感じている子育て世代の人たちが半数程度にとどまっている現状があり、ユニバーサルデザインの観点からも子育て世代にやさしいまちづくりが求められています。
- 平成 25（2013）年6月に、知事が「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていくこととしています。
- 2021年に三重とこわか国体（第76回国民体育大会）および三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）の開催が予定されており、参加者への必要な配慮や来場者の移動手段の安全性の確保等が求められています。
- 平成 28（2016）年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）や、平成 30（2018）年10月に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、すべての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現が求められています。
- 三重県では、ダイバーシティ社会の実現に向け、平成 29（2017）年12月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」を策定し、取り組んでいくこととしています。
- 農業のサイドと福祉のサイドが理解し合ってみんなが元気に働く、農福連携等の取組が広がっています。
- 2022年に外国人延べ宿泊者数が日本人延べ宿泊者数を上回るという民間企業の予想もあり、また、県内には49,178人（平成 29（2017）年12月末）の外国人が暮らしており、外国の方への配慮が一層求められます。

このような本県をとりまく状況に対応するため、「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」（以下「第4次推進計画」といいます。）を策定し、多様な取組を計画的に実施していきます。

## 第2章 これまでの取組の検証

### 1 これまでの取組の成果

#### 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

県民の皆さん一人一人が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、行動していただくため、子どもたちを対象とした「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」、自治会・事業者等を対象とした研修を実施するとともに、各種イベント等でキャンペーンを実施し普及啓発に取り組みました。

また、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザー（※1）（以下「UDアドバイザー」といいます。）を養成してきました。

これらの取組の結果、県が実施したユニバーサルデザインに関する県民意識調査によると、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は、平成18（2006）年度では33%でしたが、平成30（2018）年1月のe-モニター調査では71.2%となっており、さまざまな機会を通じたユニバーサルデザインの普及啓発の成果が現れていると考えています。

また、パーキングパーミット制度（「三重おもいやり駐車場利用証制度（※2）」）を導入することにより、車いす使用者用駐車区画の適正利用を進めるとともに、ヘルプマーク（※3）普及の取組を開始して、援助や配慮を必要としている方々の自由な活動や社会参加を支援しました。

#### ※1 ユニバーサルデザインアドバイザー（UDアドバイザー）

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、ユニバーサルデザインの基本的な考え方、UD条例に基づく整備基準、介添えのノウハウ等について研修を受けた人で、地域における啓発活動等においてリーダー的な役割を担っていただく皆さんです。

#### ※2 三重おもいやり駐車場利用証制度

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

この制度の導入により、だれが「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする人が利用しやすくなることをめざしています。

#### ※3 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

## (1) ユニバーサルデザインの意識の啓発

感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれるよう、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を県内の小中学校、高等学校を対象に、平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 3 年間に延べ 256 校で実施して、子どもたちへのユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ってきました。

また、自治会・事業者等を対象とした研修、各種イベントでのキャンペーン、ホームページでの情報発信等、さまざまな方法により、広く県民の皆さんへの啓発活動を進めてきました。

なお、ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚のため、各種の人権啓発イベント・講座等を開催し、人権啓発講座等に年平均 2,055 人（平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 3 か年平均）が参加しました。「みえ県民意識調査」等アンケート調査では、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合が、平成 22 (2010) 年度は 27.8%でしたが、平成 29 (2017) 年度には 36.8%となっています。



「ユニバーサルデザインのまちづくり  
学校出前授業（講義）」の様子



「ユニバーサルデザインのまちづくり  
学校出前授業（車いす体験）」の様子

## (2) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進するため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーを平成 12 (2000) 年度から平成 23 (2011) 年度までに 1,074 人養成し、新たに、平成 29 (2017) 年度にUDアドバイザー認定要領に基づく講座を受講した 25 人をUDアドバイザーとして認定しました。

また、UDアドバイザーが各地域で結成した団体（以下「UD団体」といいます。）（平成 29 (2017) 年 5 月現在 18 団体）が中心となって、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」や自治会・事業者等が実施する研修に講師として参加したり、各種イベント等で啓発活動を実施したりするなど、ユニバーサルデザインの普及啓発に寄与しています。

行政、企業および関係団体等で構成する三重県障がい者雇用推進協議会での議論や、障がい者雇用推進プランなどに基づき、関係機関と連携して障がい者雇用を促進する取組を進めました。具体的には、障がい者が働くステップアップカフェ（平成 26 (2014) 年 12 月 24 日オープン）や「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」（平成 27 (2015) 年 4 月 1 日開始）などを活用し、企業等における障がい者雇用の気運の醸成や課題解

決の支援に取り組みました。



UD団体が実施しているショッピングセンターでの啓発活動の様子

### (3) 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の取組

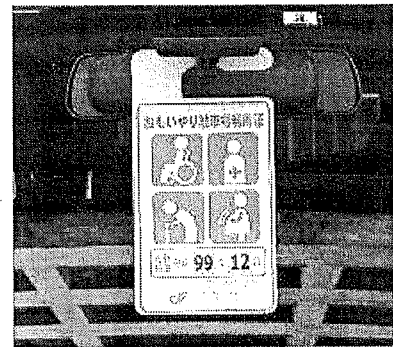
車いす使用者用駐車区画の適正利用を進め、障がい者、高齢者、妊産婦、けが人等で、歩行が困難な人の外出を支援するため、公共施設や商業施設等さまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な人に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成 24 (2012) 年 10 月に開始しました。

平成 30 (2018) 年 3 月末現在で、利用証交付者数は 58,476 人、駐車区画数は 2,122 施設、4,270 区画を数えており、制度が順調に定着しつつあります。

また、平成 30 (2018) 年 1 月に実施した利用証の取得者に対するアンケートでは、8 割以上の方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答しており、制度の導入効果が認められます。



「おもいやり駐車場」に駐車された乗用車  
(県庁前)



「おもいやり駐車場利用証」を  
ルームミラーに掲げた様子

### (4) ヘルプマークの導入

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及の取組を開始して、平成 30 年 2 月からヘルプカードを配布するとともに、ヘルプマーク・アンバサダーを委嘱して普及啓発を進めました。また、平成 30 年 6 月からヘルプマーク (ストラップ) の配布を開始しました。

## 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

県では、だれもが安全で自由に移動できるよう、国や市町、事業者等と連携して、歩行空間、公共交通機関、公園等の整備やわかりやすい案内表示の整備を進めてきました。

また、UD条例に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に「整備基準適合証プレート」を交付しています。

なお、これらの施設整備を担う県・市町の担当者、事業者等への「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）やUD条例の整備基準に関する啓発活動等についても併せて実施しました。

### (1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、幅が広く段差が少ない歩道や視覚障がい者誘導用ブロック（※1）の整備等、UD条例の整備基準等に基づいて歩行空間の整備を進めています。幅の広い歩道（幅2m以上）については、整備延長が1,312km（平成30（2018）年3月末現在）に達しました。

また、障がい者、高齢者等が、安全に道路を横断できるよう、バリアフリー対応型信号機の整備を進めており、主な生活関連経路（※2）における設置数は220基、整備率は91.0%（平成30（2018）年3月末現在）となっています。

#### ※1 視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者の歩行の安全性と利便性向上のため、道路等に設けられたブロックをいいます。視覚障がい者誘導用ブロックには、移動方向を指示するための平行する線状の突起を表面につけた「線状ブロック」と、段差の有無等の警告や注意喚起を行うための点状の突起を表面につけた「点状ブロック」があります。

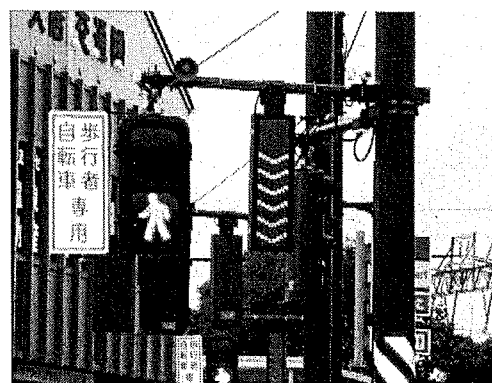
#### ※2 生活関連経路

生活関連施設（障がい者、高齢者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路をいいます。

生活関連施設、生活関連経路ともにバリアフリー法に基づき、市町村が策定する移動等円滑化基本構想において設定されます。



幅の広い歩道（県道●●線）



バリアフリー対応型信号機

## (2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を図りました。

鉄道事業者が行う鉄道駅におけるバリアフリー化に、国や市町と連携してエレベーターなどの段差解消、内方線、多機能トイレなどの整備に支援を行い、平成 29 (2017) 年度までに主要駅 27 駅にエレベーターが設置されました。

また、路線バスについては、バス事業者が行うノンステップバス (※) の導入を支援しており、導入率は 33.4% (平成 29 (2017) 年 3 月末現在) となっています。

### ※ ノンステップバス

床面を低くして乗降ステップをなくし、だれもが乗り降りしやすいバスです。車内段差を小さくした設計により、乗り降りの時や走行中にも安全性の高い車両です。

また、補助スロープやニーリング装置 (床面を更に下げる装置) により、車いすでの乗り降りもスムーズに行うことができます。



鉄道駅に設置されている  
エレベーター (伊勢市駅)



すべての人にとって乗り降りしやすい  
ノンステップバス



### (3) 快適に利用できる建築物の整備

UD条例に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に「整備基準適合証プレート」を交付し（平成30（2018）年3月末現在2,996施設（累計））、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。

また、三重交通Gスポーツの杜伊勢（県営総合競技場）、子ども心身発達医療センター、県立学校等の県有施設についても、さまざまな利用者の意見を聴き、ユニバーサルデザインの導入を進めました。

県立学校の身体障がい者対応エレベーター設置率は58.1%、多機能トイレ（※1）の設置率は94.7%（それぞれ平成30（2018）年3月末現在）となっています。

#### ※1 多機能トイレ

内部が広く、手すり等さまざまな設備を備えたトイレをいい、ベビーシートやベビーチェア、オストメイト対応設備（※2）を備えているものもあります。体の不自由な人ばかりでなく、高齢者、乳幼児連れの人、けがをしている人等にとっても利用しやすいよう配慮されたトイレです。

#### ※2 オストメイト対応設備

人工肛門や人工膀胱を保有するオストメイトの人は、便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておく袋（パウチ）を腹部に装着しており、パウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに捨てる必要があります。

オストメイト対応設備とは、パウチに溜まった排泄物を捨てるための汚物流しや、その際にパウチや腹部を洗浄するための水洗器具等をいいます。



整備基準適合証プレート

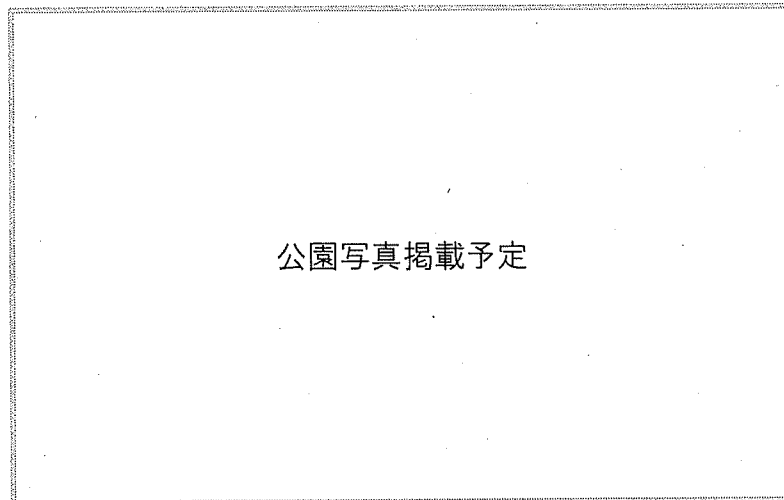


整備基準適合証プレート  
が設置されている施設

#### (4) 快適に利用できる公園の整備

平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度にかけて、三重交通Gスポーツの杜伊勢(県営総合競技場)の整備を行いました。

また、平成 30 (2018) 年度に北勢中央公園において多機能トイレ1基の整備を行いました。

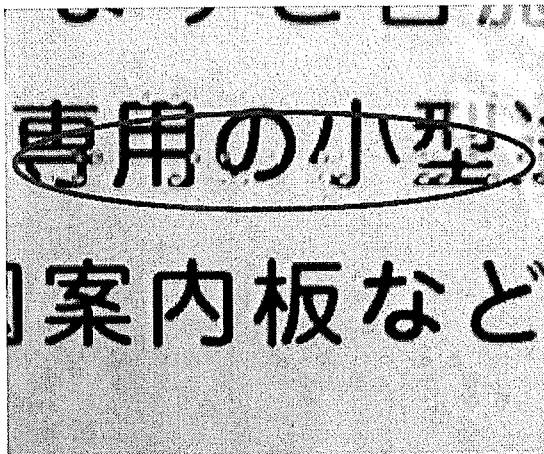


多機能トイレと「おもいやり駐車場」が整備された●●公園

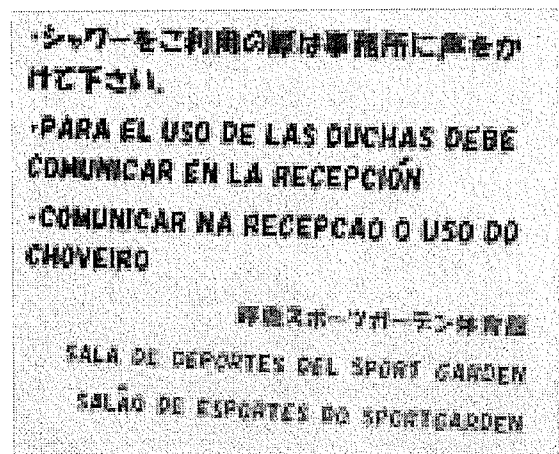
#### (5) 案内表示等の整備

多くの人を利用する県有施設およびその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めました。

県の管理する施設においては、利用者の意見を反映し、点字や外国語付きの案内板を設置するなど、わかりやすい表示がされています。



県伊勢庁舎の案内表示  
(点字での案内)



三重交通Gスポーツの杜鈴鹿の案内表示  
(スペイン語とポルトガル語の併記)

## **(6) だれもが住みよい住宅の普及**

だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向け、住宅のバリアフリー化や耐震化等の優良事例の情報提供を進めてきました。

また、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を、「住まい改修アドバイザー」として「人財バンク」(バリアフリー分野)に326人登録(平成28(2016)年6月現在)し、広く県民の皆さんに情報提供できる環境整備を進めてきました。

## **(7) 施設整備を担う人たちへの啓発**

施設整備にあたり、バリアフリー法やUD条例の整備基準に関する適合性を審査する県および市の職員、UDアドバイザー、建築士等を対象に、県主催の説明会・研修等を実施し、ユニバーサルデザインの考え方やUD条例の整備基準等について周知を図りました。

### 3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりが進むよう、事業者の取組を促進するとともに、利用者の理解の拡大を図るため、ユニバーサルデザインに関する情報提供や普及啓発を実施してきました。

また、情報の提供にあたっては、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等さまざまな利用者にわかりやすいかたちで情報が発信されるよう、取組を実施してきました。

サービスの提供については、サービスを受ける人それぞれの特性に合わせた利用者本位のサービスの提供が行われるよう、取組を実施してきました。

#### (1) だれもが利用しやすいものづくり

ユニバーサルデザインの視点でさまざまな利用者の要望を反映したものづくりが進むよう、ものづくりを担う人たちに対して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等学習の機会を提供してきました。

また、県では、ユニバーサルデザインに配慮された製品について、その情報をホームページや研修等で紹介するとともに、県が購入する事務用品に選定するなど利用促進に努めてきました。事業者の取組が進んだ結果、ユニバーサルデザインに配慮された製品を利用する機会が多くなっています。

#### ユニバーサルデザインに配慮された製品の例

- ・洗濯物の出し入れがしやすいドラム式洗濯機
- ・文字情報に対応している地上デジタルテレビ
- ・ボタンが大きく使いやすいリモコンや携帯電話
- ・小さな力で使えるはさみ
- ・車いす使用者や育児中の人使いやすい多機能トイレ
- ・取っ手が大きく握りやすいカップ
- ・開封しやすい商品パッケージ

## (2) だれもが利用しやすい情報の提供

だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮等を記載した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン(※)」を作成し、ホームページや会議・研修等で普及を図りました。

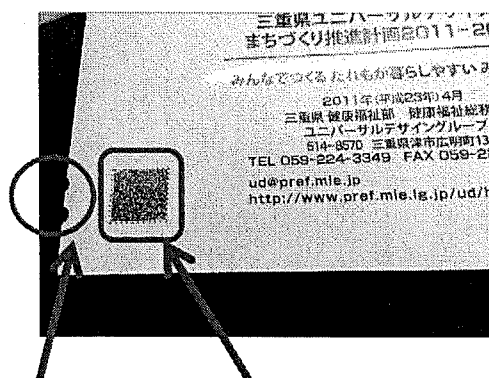
また、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人等だれもが必要な情報を入手できるよう、県政情報の提供や災害情報の伝達等の場面において、さまざまな手段による情報の提供を進めてきました。

### ※ わかりやすい情報の提供のためのガイドライン

県が情報を発信する際に利用するため作成したもので、だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色使いや文字の大きさへの配慮等の方法を定めています。

### ユニバーサルデザインに配慮された情報の発信の例

- ・ 高齢者や色覚に特性を持った人等のため、文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン(わかりやすい色の組み合わせなど)に配慮された印刷物
- ・ 子どもや外国人等のため、難しい漢字にふりがなをつけた印刷物やピクトグラム(絵文字)を使った表示
- ・ 点字を使った印刷物
- ・ 手話通訳による情報の発信
- ・ 音声コード(文字情報を含んだコード(下記写真)。専用の読み取り装置やスマートフォンアプリを使うと音声・テキスト等に出力することができます。)を掲載した印刷物



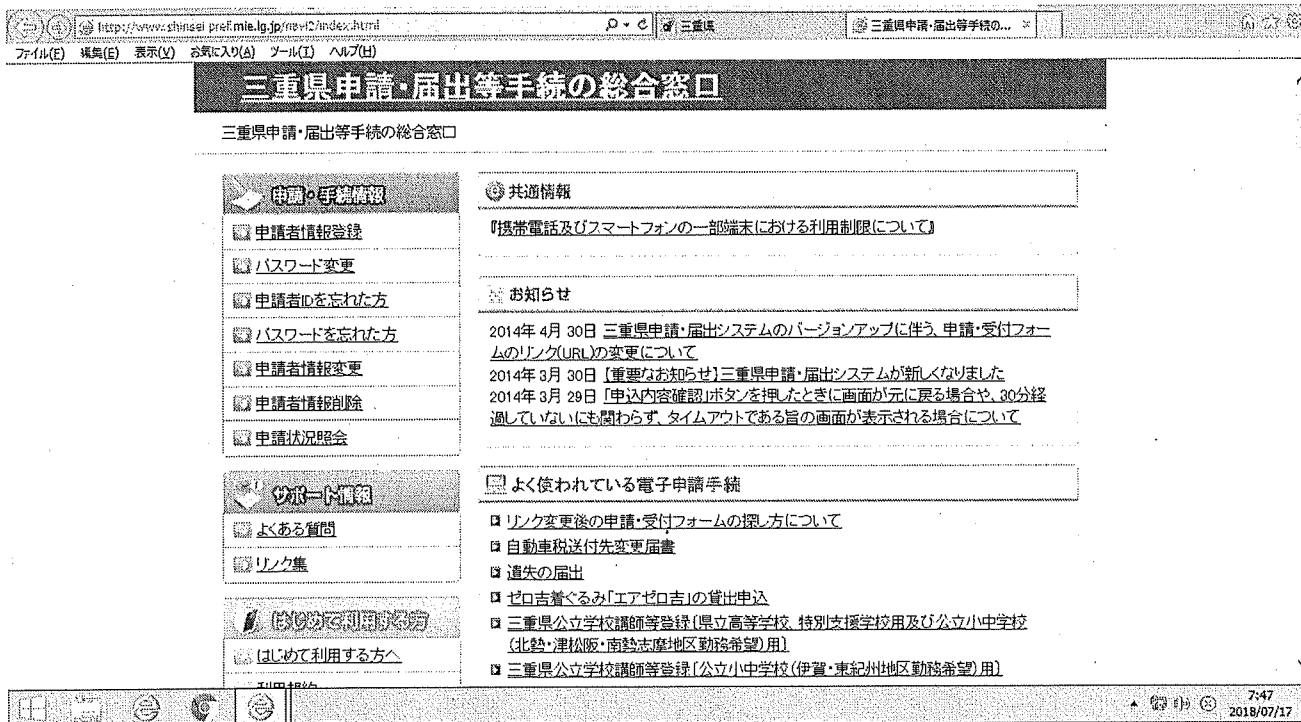
切り欠き

音声コード

### (3) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、県の各種申請手続きの電子化等行政サービスにおける利用手続き等の簡素化を進めてきました。

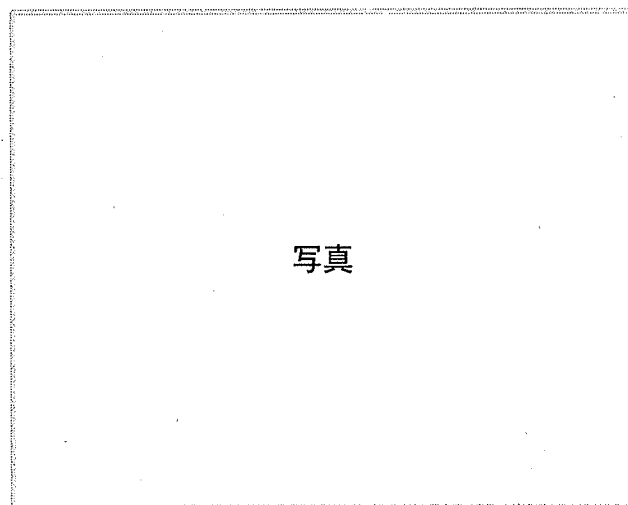
また、筆談での対応を案内するプレートを設置して、聴覚に障がいがある人等に対して円滑に窓口サービスを提供する取組等利用者の視点に立った行政サービスの提供に努めました。



県のホームページでの申請・届出等手続きの総合窓口  
(電子申請や様式のダウンロードができます。)



筆談での対応を案内するプレート

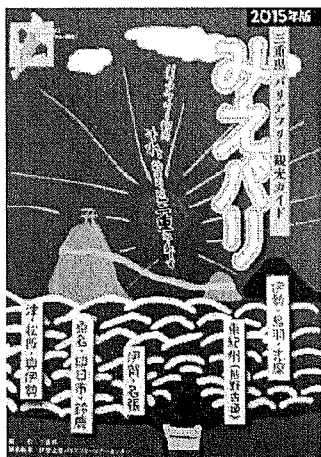


庁舎内に掲示されたマーク

#### (4) だれもが満足感を得られる顧客サービスの提供

県では、事業者が利用者の要望に応じたサービスを提供できるよう、ユニバーサルデザインに関する情報提供やユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等学習機会の提供を進めてきました。

また、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、団体、行政等が協創しながら、観光面におけるユニバーサルデザインの取組を進めるため、観光事業者等を対象にしたバリアフリーコンシェルジュ研修の実施やバリアフリー観光ガイドの紹介などに取り組みました。



三重県バリアフリー観光ガイド「みえバリ」

## (5) だれもが参加しやすいイベントの実施

イベントや講演会等において、「ユニバーサルデザインイベントマニュアル(※1)」を活用して、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れてきました。

この「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」については、出前講座やホームページ等を通じて、市町や事業者等への周知を進めています。

また、県では市町等と連携し、手話通訳者、要約筆記者(※2)および盲ろう者通訳・介助員(※3)の養成・登録を進めており、登録者数は258人(平成29(2017)年度末現在)となっています。

### ※1 ユニバーサルデザインイベントマニュアル

イベントを開催するにあたって、障がい者、高齢者等、だれもが自由に参加できるイベントにしていくため、県が作成したものです。イベントの企画・準備段階から実施にいたるまでのさまざまな配慮の確認事例等を掲載しています。

### ※2 要約筆記者

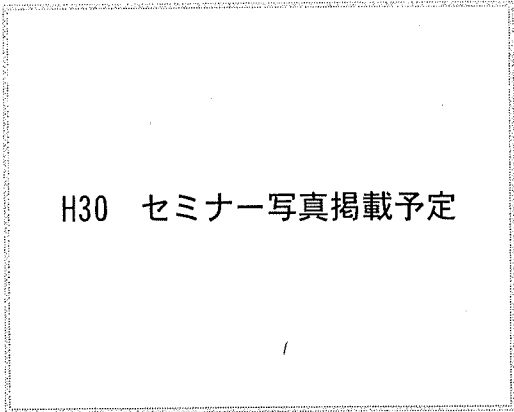
耳の不自由な人への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

手法としては、「手書き」と「パソコン」があります。「手書き」の場合は、利用者の近くで行う方法と、OHP(オーバーヘッドプロジェクター)やOHC(オーバーヘッドカメラ)を用いてスクリーンに大きく映し出す方法があります。「パソコン」の場合は、利用者の前にパソコンを置き表示する方法と、プロジェクターを使ってスクリーンに大きく映し出す方法があります。

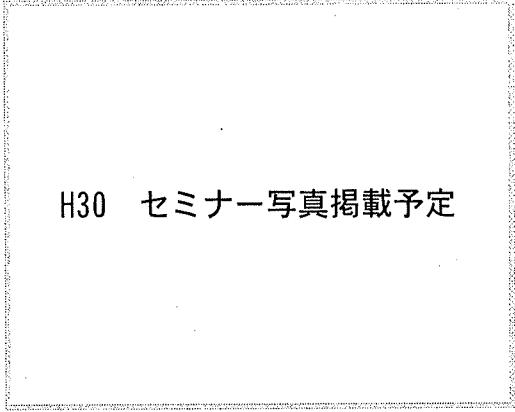
### ※3 盲ろう者通訳・介助員

視覚と聴覚の両方に障がいがある人への情報提供、コミュニケーション支援および移動介助を行う人をいいます。

コミュニケーション方法としては、「手話」や「点字」があります。「手話」は、手話の形を手でさわって読み取る「触読手話」や「接近手話」、「点字」は、速記用点字タイプライターを使う方法と盲ろう者の指を直接たたく方法があります。そのほか、盲ろう者の手のひらに文字を書いて伝える「手のひら書き」などがあります。



H30 セミナー写真掲載予定



H30 セミナー写真掲載予定

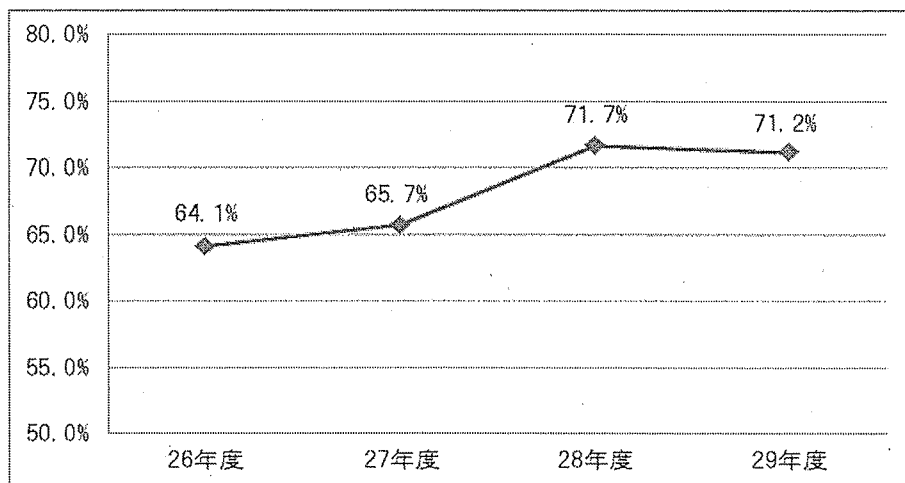
だれもが参加しやすい講演会 大きなスクリーン、大きな文字・手話通訳者や要約筆記者の配置 等



## II これまでの取組の課題

### 1 ユニバーサルデザインの意識の啓発

「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は、71.2%となっています。(平成29年度目標値68.6%、平成30年度目標値70.0%)



※「e-モニター調査」の結果より

平成30(2018)年1月に実施した「e-モニター調査」では、ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合は71.2%となっていますが、一方、意味を知っており関心もある人の割合は38.7%にとどまっております。ユニバーサルデザインの意識づくりについては、一定の成果は見られるものの、いまだ意識の浸透が十分でない結果となりました。

これについては、「おもいやり駐車場」の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪等にも現れていると思われます。

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現するためには、行政や事業者等が施設のバリアフリー化等ハード面の整備とともに、利用者のニーズに応じたサービスや利用者にとってわかりやすい情報の提供等ソフト面の取組を一体的に実施することが必要です。

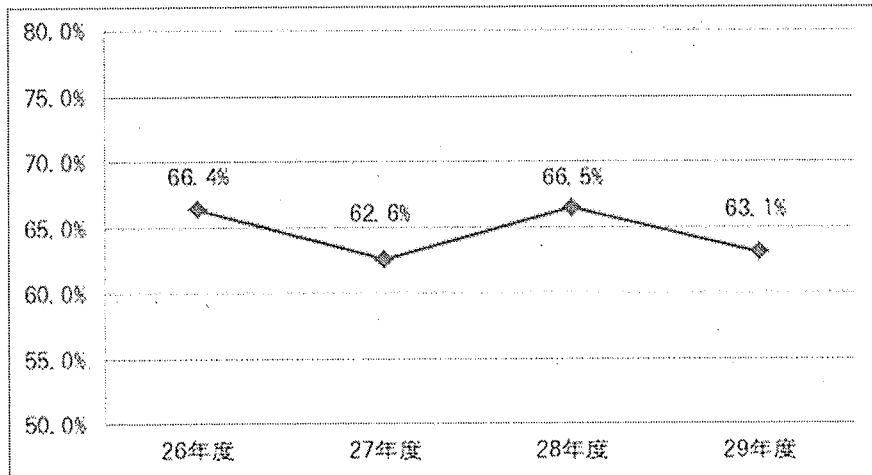
さらに一人一人が、互いにおもいやりを持って、ユニバーサルデザインのまちづくりを自分自身の問題としてとらえて行動することが必要です。

また、地域のユニバーサルデザインのまちづくりを担うUD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、後継者の育成が必要です。

今後も引き続き、市町・事業者・UD団体等と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくことが必要です。

## 2 利用者視点のまちづくり

「多くの人が利用する施設が使いやすくなってきていると感じている県民の割合」は、63.1%となっています。（平成29年度目標値69.1%、平成30年度目標値70.0%）



※「e-モニター調査」の結果より

幅の広い歩道やバリアフリー対応型信号機の整備、鉄道駅のバリアフリー化、路線バスへのノンステップバスの導入など、歩行空間や交通機関等での取組が着実に進められています。

しかし、「多くの人が利用する施設が使いやすくなってきていると感じている県民の割合」は、横ばいの状況です。

これは、ユニバーサルデザインの認知度が上昇し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが進み、一定暮らしに定着してきている一方で、高齢化社会の進展などにより、高い水準での整備を望むようになってきていることや、より身近な施設等でのユニバーサルデザインに配慮した整備を期待するようになったことなどが考えられます。

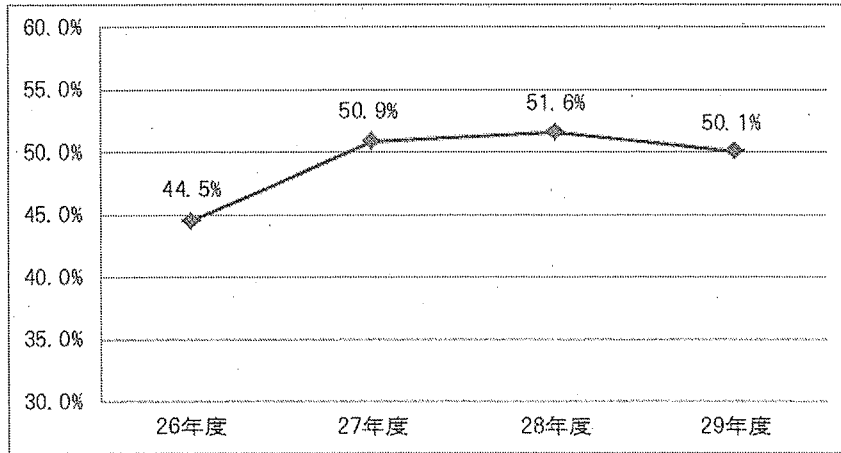
今後は、施設や道路、公共交通機関等の整備において、高齢化の進行や障がいのある人の社会参加の増加等に配慮し、UD条例の整備基準に沿った施設整備を着実に進めることが必要です。

また、バリアフリー法やUD条例の制定以前の既存の施設であって、さまざまな制約により構造的な改良が困難な施設であっても、利用者の立場に立った心遣いや行動によって不便さや使いにくさを補うことは可能です。

このように施設を整備する事業者や施設管理者がユニバーサルデザインの意味を理解し、実践できるよう、啓発する取組が引き続き必要です。

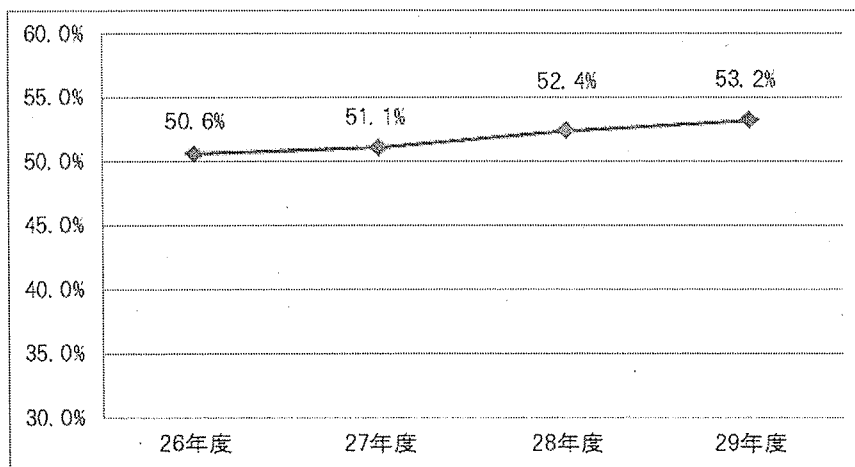
### 3 利用しやすい製品・情報・サービスの提供

「日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報紙やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合」は 50.1%となっています。(平成 29 年度目標値 52.6%、平成 30 年度目標値 55.0%)



※「e-モニター調査」の結果より

「行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合」は 53.2%となっています。(平成 29 年度目標値 57.8%、平成 30 年度目標値 60.0%)



※「e-モニター調査」の結果より

平成 30 年 (2018 年) 1 月に実施した「e-モニター調査」では、製品・情報・サービスの提供への配慮が、一定進んだような傾向が見られます。

しかし、「多くの人々が利用する施設が使いやすくなってきていると感じている県民の割合」の 63.1%と比べると、製品や情報提供については 50.1%、サービスについては 53.2%であり、ソフト面での満足度が低くなっています。

すべての人が自由に行動し、安全で快適に生活するためには、ハード面の整備とともに、さまざまな情報が必要となります。これらの情報については、ユニバーサルデ

ザインに配慮されたわかりやすい情報でなくてはなりません。

しかし、このような配慮がなされていない印刷物やホームページ、施設の案内板等の情報も見られます。

このため、さまざまな人への配慮がなされるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を市町・事業者へも周知し、活用を促進する必要があります。

また、公共施設や公共交通機関、民間の商業施設等において、利用する人に応じたサービスの提供がなされるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等を通じ、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を継続して提供する必要があります。

### Ⅲ これからの取組の視点

本県では、これまで、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざして、ユニバーサルデザインの意識づくりやまちづくり等に取り組んできました。

そのような中、平成28(2016)年4月に障害者差別解消法が、平成30(2018)年10月には「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行され、すべての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現が求められています。そのためには、「社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的に行動を変えていくことが重要であるとされています。

こうした状況のもと、本県では、2021年に三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が予定されており、参加者への必要な配慮や来場者の移動手段の安全性の確保等が求められています。それらを実現するためには、県民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組などにより、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを加速する取組が必要と考えられます。

さらに、本県では、平成29(2017)年12月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」を策定し、「性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会」の実現をめざすこととしています。

今後の本県におけるユニバーサルデザインのまちづくりでは、一步進んで、こうした社会の実現にも寄与する取組も視野に入れていく必要があると考えられます。

具体的には、インクルーシブ社会の実現をめざす取組として「子どもや妊産婦、子育て中の人への配慮や支援」、「多様な主体の社会参画の推進(障がい者が農林水産分野で多様な担い手として活躍できる環境づくり)」、「観光地におけるバリアフリーの推進」なども注視していく必要があります。

## 第3章 第4次推進計画の取組

### I 計画の目標（めざす姿）

UD条例の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、さまざまな取組を実施していきます。

第4次推進計画では、「これまでの取組の成果」、「これまでの取組の課題」および「これからの取組の視点」をふまえ、県民の皆さんがユニバーサルデザインを自分自身の問題ととらえて「おもいやりのある行動」につなげられるよう、

#### 「おもいやりの絆でつながる三重」

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、  
おもいやりの行動でつながる三重づくり～

を目標として取組を進めていきます。

### II 重点的に取り組む項目

三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催を控え、障がい者差別の解消やだれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざして、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、次の2点に取り組めます。

#### 1 県民の方々のおもいやりのある行動につながるように、また、行動へのきっかけとなるように、「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組めます。

【指標】：ユニバーサルデザインの意味を知っており、関心もある県民の割合（現状値 38.7%、目標値一）

：ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値 40.4%、目標値一）

#### 【取組内容】

- 「ヘルプマーク」の取組についての情報をホームページ等で発信します。
- イベントや商業施設等で「ヘルプマーク」の取組の啓発活動を実施します。
- ヘルプマーク・アンバサダー等と連携して普及啓発の取組を進めます。
- ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業を実施して「ヘルプマーク」の啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

**2 県有施設におけるユニバーサルデザインの施設づくりやバリアフリー化を図るとともに、市町の施設や民間の施設等でもユニバーサルデザインに配慮された整備が一層進むよう取り組みます。**

【指標】：多くの人々が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合（現状値 63.1%、目標値一）

：商業施設等でバリアフリー化された施設数（現状値 2,994 施設、目標値一）

【取組内容】

- 県有施設のバリアフリー化の状況を調査して、よりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう取り組みます。
- 県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針を作成し、だれもが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、その取組について、市町や民間の公共的施設への展開を進めます。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会における会場をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、バリアフリー法やUD条例の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。
- UD条例の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付して、ユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明確にするとともに、施設利用者にプレートを見てもらうことで、ユニバーサルデザインの啓発につながるよう取り組みます。

### III 計画期間

2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とします。

### IV 施策体系

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、次の施策体系に沿って事業を実施します。

**施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり**

- 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

**施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり**

- 1 安全で自由に移動できるまちづくり
- 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

**施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進**

- 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進
- 2 だれもがわかりやすい情報の提供
- 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

## 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

### 総括目標

	指標	現状値	2022年度の目標値
1	ユニバーサルデザインの意味を知っており、関心もある県民の割合	38.7%	

※ 現状値は、平成30(2018)年1月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

### 取組方向

障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

#### 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

##### (1) 意識啓発の展開

ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。

また、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する情報を、イベント、ホームページ等さまざまな機会や手段を活用して発信します。

##### 【取組内容】

ア 県のホームページ等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。

イ ユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、市町、市町等教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、次世代を担う子どもたちに「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を実施するとともに、行政職員や自治会、事業者に対し研修を実施します。出前講座や研修をとおして、ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。

ウ 多くの人が集まるイベントや商業施設等で、「ヘルプマーク」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「整備基準適合証プレート」に関する取組等、ユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。



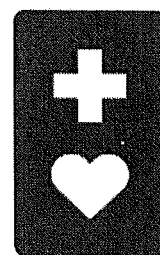
エ 障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な人の外出支援のため、平成 24 (2012) 年 10 月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」の内容や適正な利用について周知を図るとともに、事業者等の「おもいやり駐車場」の設置を促進します。

新規

オ 県民の方々のおもいやりのある行動につながるよう「ヘルプマーク」の普及啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。

ヘルプマークとは・・・

外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマークです。



カ 妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、「マタニティマーク」の普及啓発を進めます。併せて、公共交通機関等における子育て中の人の円滑な移動の確保のため、国および交通事業者等と連携し、「ベビーカーマーク」の普及啓発を進めます。

マタニティマークとは・・・

平成 18 (2006) 年に厚生労働省の「健やか親子 21」推進検討会において検討され定められたもので、妊産婦が公共交通機関等を利用する際に身につけ、周囲の人が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマークです。



ベビーカーマークとは・・・

国土交通省が設置した「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討を経て、平成26（2014）年3月に定められました。

「ベビーカーの安全な使用」、「ベビーカー利用への理解・配慮」の2つの課題に応え、ベビーカーを利用しやすい環境づくりを進めるため、「ベビーカー利用にあたってのお願い」とともに定められた、ベビーカー利用に配慮する統一的なマークです。

※ 左の案内図記号は、使用者がベビーカーを安心して使用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車いすスペース等）を表します。

案内図記号	禁止図記号
	

## （2）人権尊重意識の高揚

県民の皆さん一人一人が、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。

### 【取組内容】

ア ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。

イ 住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。

## 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

### （1）ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。

このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより

効果的な活動を継続できるよう、研修や意見交換会を開催するなどの機会を設け、活動を支援します。

また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体と協働して後継者の育成を進めます。

## (2) すべての人々の社会参加の促進

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。

このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともに、その能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

### 【取組内容】

ア 障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。また、就労の場の拡大および職場定着を促進するため、企業等における障がい者雇用への理解促進を図ります。

イ 平成25(2013)年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組めます。

ウ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2021年の三重とこわか大会の開催を好機と捉え、スポーツ教室やレクリエーション等を通じ、障がい者スポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。

新規

エ 三重とこわか国体・三重とこわか大会に参加される方に対して、わかりやすい情報提供を行えるよう、手話や筆談などの情報支援を行うボランティアを養成します。

また、三重とこわか大会に参加される選手へのおもてなしや誘導を行うボランティアを養成し、選手との交流を通じて、障がいに対する理解促進を図ります。

オ 聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等の養成を行います。

新規

カ 農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進め、障がい者が、農林水産分野における多様な担い手として活躍できる環境づくりに取り組めます。

キ 子どもの成長等に関して、子育て中の人および家族を地域全体で支援していくため、人材育成、ネットワークづくり等支援策を推進します。さらに、これらの取組に加え、男性の育児参画の推進、公共の場で泣いている赤ちゃんを温かく見守る気持ちを意志表示する取組なども実施していきます。

ク 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症について正しく理解し、認知症の人および家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

ケ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていくことができるよう、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して多文化共生の社会づくりに取り組みます。

新規

コ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、だれもが自分らしく参画・活躍できる社会となるよう、平成29年12月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんとともに取組を進めるための気運醸成などを図ります。

**個別目標**

	指標	現状値	2022年度の目標値
1	県・市町およびUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	77校/年	
2	県・市町およびUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	13回/年	
3	県・市町およびUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	35回/年	
4	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数（累計）	58,476人	
5	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,270区画	
6	ヘルプマークを知っている県民の割合	40.4%	
7	マタニティマークを知っている県民の割合	79.0%	
8	ベビーカーマークを知っている県民の割合	55.0%	
9	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	1,943人/年	
10	手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	196人	
11	認知症サポーターの数（累計）	162,190人	
12	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体の数	215団体	

※ 現状値は、原則として平成29（2017）年度の数値を記載しています。

## 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

### 総括目標

	指標	現状値	2022年度の目標値
1	多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	63.1%	

※ 現状値は、平成30(2018)年1月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

### 取組方向

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間や交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。

また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

## 1 安全で自由に移動できるまちづくり

### (1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、UD条例の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。

#### 【取組内容】

ア 県が管理する道路において、幅が広く(2m以上)段差の少ない歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、UD条例の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。

イ だれもが生活関連経路を安全で円滑に移動できるよう、道路管理者が行う歩行空間の整備と連携し、音響信号機や高齢者等感応信号機など、バリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

### (2) 交通システムの整備

だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。

#### 【取組内容】

ア 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化(エレベーターの設置等)を支援します。

イ 路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。

ウ 県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人、路線図等を色彩で識別できない人等にもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。

### (3) 案内表示等の整備

だれもが円滑に移動できるよう、多くの人々が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。

また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。

#### 【取組内容】

ア 県有施設やその周辺において、ピクトグラム（絵文字）を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。

イ 道路案内標識を基準に基いて整備するとともに、国・市町等他の道路管理者等とも連携して整備を進めます。

## 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

### (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会への取組

新規

三重とこわか国体・三重とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手および来場者が利用する宿泊場所、移動手段を考える際には、「バリアフリーに関する施設調査」や「UDイベントマニュアル」などを活用して、参加者の安全性、快適性や機能性の確保に努めます。

### (2) 施設整備を担う人たちへの啓発

三重とこわか国体・三重とこわか大会の会場をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、バリアフリー法やUD条例の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

### (3) 快適に利用できる建築物等の整備

だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、バリアフリー法やUD条例に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮された建築物等の事例をホームページ等さまざまな媒体を活用して紹介します。

また、県立学校を含む県有施設において、ユニバーサルデザインの施設づくりについて啓発するとともに、多機能トイレやエレベーター等が適切に整備されるよう取り組みます。

### 【取組内容】

ア UD条例の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付して、ユニバーサルデザインに配慮された施設であることを明確にするとともに、施設利用者にプレートを見てもらうことで、ユニバーサルデザインの啓発につながるよう取り組みます。

新規

イ 県有施設のバリアフリー化の状況を調査して、よりユニバーサルデザインに配慮された施設となるよう取り組みます。

新規

ウ 県有施設のユニバーサルデザインに配慮された整備を進めるための指針を作成し、だれもが利用しやすい施設となるよう取り組みます。また、その取組について、市町や民間の公共的施設への展開を進めます。

エ 県立学校等において、多機能トイレやエレベーター等が適切に整備されるよう取り組みます。

#### (4) 快適に利用できる公園の整備

県が管理する公園について、UD条例の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、多機能トイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。

#### (5) だれもが住みよい住宅の普及

行政と住宅業界が協力して、バリアフリーを含むリフォーム等の住まいに関する相談会を開催し、高齢者など誰もが安心して快適に暮らせる住まいの実現に向けて取り組みます。



## 個別目標

	指標	現状値	2022年度の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,312km	
2	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	86.6% (平成30年度実績値)	
3	エレベーターが設置されている駅の数	27 駅	
4	県・市町が実施するUD条例等についての施設整備・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	5 回/年	
5	商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,996 施設	
6	県立学校の多機能トイレ設置率	94.7%	

※ 現状値は、原則として平成29(2017)年度の数値を記載しています。

## 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

### 総括目標

	指標	現状値	2022年度の目標値
1	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報誌やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	50.1%	
2	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	53.2%	

※ 現状値は、平成30(2018)年1月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

### 取組方向

利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等、それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

## 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

### (1) ものづくりを担う人たちへの啓発

ユニバーサルデザインの考え方に配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う学生等に対して、ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。

### (2) ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進

さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報を提供し、利用を促進します。

#### 【取組内容】

ア 身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、出前講座等の学習の機会やホームページ、研修等を通して、情報を提供します。

イ 県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮された製品の購入を進めます。

## 2 だれもがわかりやすい情報の提供

### (1) わかりやすい情報提供の意識づくり

だれもが必要な情報を入手できるよう、印刷物等を作成する場合は、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って、ユニバーサルデザインに配慮し、文字の大きさや色づかい、外国語の併記等わかりやすい情報の発信を進めます。

また、このガイドラインを市町、事業者等へ周知し、わかりやすい情報の発信を促進します。

### (2) さまざまな方法を用いた情報の提供

視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。

#### 【取組内容】

ア 県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として、印刷物の作成にあたっては、音声コードの掲載等を推進します。

イ 外国人住民が生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページ等を通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。

ウ 外国人観光客の利便性の向上を図るため、民設民営方式で無料公衆無線LAN (FreeWiFi-MIE) の拡大を図ります。

エ 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語により防災情報を提供します。

### (3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供

多くの人がいつでもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

また、ホームページについては、アクセシビリティ（目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ）の向上とともに、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。

### 【取組内容】

ア できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

イ 三重県ウェブサイトについて、国が定める一定基準の適合レベルAA準拠を維持し、ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できるように取り組みます。

## 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

### (1) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、わかりやすい表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めます。

また、障害者差別解消法、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発を進めるとともに、職員対応要領に基づく配慮を実施していきます。

### 【取組内容】

ア インターネットを活用した電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。

拡充

イ 障害者差別解消法、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について、県民の皆さんへの周知、啓発活動を進めます。

拡充

ウ 障害者差別解消法、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮を実施するとともに、関係機関による障がい者差別解消支援協議会において障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。

### (2) すべての人に配慮した災害時の対応

避難所における要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）や女性への配慮をふまえ改訂した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を図ります。

また、福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。

## 「障害者差別解消法」とは・・・

正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定され、平成 28 (2016) 年 4 月に施行されました。

「差別的取扱の禁止 (国・地方公共団体等、事業者すべてに法的義務)」や「合理的配慮の不提供の禁止 (国・地方公共団体等は法的義務、事業者は努力義務)」について明記されるとともに、差別を解消するための支援措置について規定されています。

## 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」とは・・・

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法、障害者差別解消法、その他の関係法令と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

条例では、「合理的な配慮」を行うにあたっての基本的な考え方として、差別を回避するための措置であり、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であることを明らかにすることで、合理的な配慮は「恩恵的」に行われるものではないことをより明確化しています。

「不当な差別的取扱い」と「合理的な配慮の提供」については、障害者差別解消法の規定を基本とし、同様の考え方に立っています。

また、条例では、県における相談員の設置、相談対応での解決が困難な事案についての紛争解決を図るための助言・あっせん手続き、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策などについて規定されています。

### (3) ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供

商業施設等の事業者に対して、ユニバーサルデザインに関する研修や障害者差別解消法、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に関する啓発等を実施し、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人等それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。

### (4) バリアフリー観光の推進

平成 25 (2013) 年 6 月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。

日本一のバリアフリー観光県をめざすため、バリアフリー観光に関する情報を県ホームページ等で紹介するとともに、バリアフリー観光に取り組む県内観光施設等の拡大に向けて、観光施設等への啓発を行います。

### (5) だれもが参加しやすいイベントの実施

三重とこわか国体・三重とこわか大会などの大規模なイベントをはじめ、県が実施するイベントにおいて、企画、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」について、市町・事業者等へ周知を行います。

#### 【取組内容】

ア 県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、三重とこわか国体・三重とこわか大会などの大規模なイベントをはじめ、県や市町・事業者等が実施するイベントにおいて、会場の設営や運営について、ユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。

イ 県が実施する講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めます。

## 個別目標

	指標	現状値	2022年度の目標値
1	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	93.8%	
2	ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	86.5%	
3	障害者差別解消法、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に係る県および市町の相談窓口における「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の提供」に関する相談の割合	50.9%	

※現状値は、原則として平成 29（2017）年度の数値を記載しています。

## 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

### I 県の推進体制

#### 1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査、審議するため、UD条例第9条に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」といいます。）」を設置しています。

推進協議会で第4次推進計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

#### 2 庁内会議等

庁内会議等で、第4次推進計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

### II さまざまな主体の役割

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が自らの役割を果たすことに努め、協力しあうことが必要です。

#### 1 県民の皆さん一人一人の役割

すべての人が自由に移動でき、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためには、交通環境や施設の整備に加え、県民の皆さん一人一人が、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践するとともに、利用者の立場から積極的に参画することが期待されます。

また、それぞれの家庭や地域において、お互いの個性を認め、相手の立場に立って考えられる価値観を持てるような教育を行うことや、「おもいやり駐車場」の不適正利用のような障がい者、高齢者等の移動の妨げとなる行為をしないこと等が求められます。

さらには、災害時の情報や防災情報等安全・安心に関する情報が、近隣の障がい者、高齢者、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等に伝わるよう、県民の皆さん一人一人が、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが必要です。

#### 2 市町の役割

ユニバーサルデザインの推進において、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割は大きく、まちづくりや各種行政サービスの提供等、さまざまな分野において地域の団体や社会福祉協議会等と連携して、ユニバーサルデザインの展開を担うことが求められます。



また、障害者差別解消法をふまえ、同法に規定される職員対応要領の策定・実践により、すべての人が満足できる行政サービスの提供をめざすことで地域の事業者等の模範となることが求められます。

### 3 UDアドバイザー・UD団体の役割

UDアドバイザー・UD団体には、ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うことが求められます。

また、障害者差別解消法および「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行され、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が増す中、とりわけ事業者等への啓発について、積極的に関わっていくことが求められています。

### 4 地域の団体の役割

さまざまな分野で幅広い活動を行うNPO等地域の団体は、行政と事業者等、県民の皆さんをつなぐ役割が期待され、社会を支える重要な担い手となっています。

このことから、ユニバーサルデザインのまちづくりの展開にあたって、行政、事業者等、地域の団体、県民の皆さんが連携・協働し、活発な活動を行うことが求められます。

また、地域の団体が、それぞれの組織の中でユニバーサルデザインに関する学習機会を設け、活動の拡大・充実を図ることが期待されます。

### 5 事業者の役割

事業者は、県民の皆さんに製品やサービスを提供する立場として、できる限り多くの利用者の利便性や快適性を高めるため、さまざまな立場にある利用者の期待や要望を把握し、ユニバーサルデザインに配慮された製品やサービスを提供していく取組が求められます。

また、障害者差別解消法および「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」では、障がい者に対する差別的取扱いが禁止され、合理的配慮を提供することが求められるため、すべての人が利用しやすいものづくりや満足感を得られるサービスの提供を行うことができるよう、従業員等に対してユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ることが一層求められます。

## III さまざまな主体との連携

### 1 市町との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のためには、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割が大きいことから、市町担当者会議を開催し、ユニバーサルデザインに関する情報提供や協議を行います。

また、UD団体等が実施するユニバーサルデザインの取組において、市町との連携

が図られるよう支援します。

## 2 社会福祉協議会との連携

地域に根ざした福祉教育活動を実践する県・市町社会福祉協議会と、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」や県民の皆さんへの啓発活動において、情報共有や連携を図ります。

## 3 市町等教育委員会・学校等との連携

子どもたちに「一人一人がお互いの価値を認め合う」というUD条例の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、市町等教育委員会・学校等との連携を図ります。

## 4 UDアドバイザー・UD団体との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりが、住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うUDアドバイザー・UD団体と連携を図りながら啓発活動を進めます。

また、地域における身近なユニバーサルデザインのまちづくりの取組については、UDアドバイザーやUD団体と市町、市町社会福祉協議会等との連携が図られるよう支援します。

## IV 計画の進捗管理

UD条例第9条に基づき設置されている推進協議会において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

## V 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等について、必要があれば見直しを行います。

## 関係する主な法令

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成 18（2006）年施行

高齢者、障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に、従来の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合・整理し策定された法律です。

主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造および設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等およびこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等について規定しています。

### ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 19（2007）年施行

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的として制定された条例です。

平成 11（1999）年に「バリアフリーのまちづくり推進条例」として制定されましたが、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組む方針を明確にするため、平成 19（2007）年 3 月に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として改正しました。

# 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

題名改正〔平成一九年条例一七号〕

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等（第七条—第九条）

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策（第十条—第十六条）

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備（第十七条—第二十条）

第二節 特定施設の整備（第二十一条—第二十六条）

第三節 公共車両等の整備等（第二十七条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第九号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十三号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- 五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。
- 六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

#### （県の責務）

- 第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

#### 第四条 削除

#### （事業者の責務）

- 第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

#### （県民の責務）

- 第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

## 第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

### (基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

### (ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

### (啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の利用等)

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

## 第四章 公共的施設等の整備

### 第一節 公共的施設の本整備

(整備基準)

第十七条 知事は、公共的施設の本整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の本区分に依じて規則で定める。

### (整備基準の遵守)

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

### (適合証の交付)

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

### (維持保全)

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

## 第二節 特定施設の整備

### (事前協議)

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。



(工事完了の届出)

第二十二條 前條第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第二十三條 知事は、前條の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

(勧告)

第二十四條 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一條第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第二十一條第一項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、第二十一條第二項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十五條 知事は、前條の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第二十六條 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第三節 公共車両等の整備等

#### (公共車両等の整備)

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (公共工作物の整備)

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (住宅の整備)

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

### 第五章 雑則

#### (国等に関する特例)

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

#### (委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。